令和８年監公表第７号

地方自治法第１９９条第１項及び第２項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を公表する。

令和８年１１月９日

大府市監査委員　丸　山　　修

大府市監査委員　外　園　　茂

１　監査の種類

財務監査及び行政監査

２　監査の対象

企画政策部（財務政策課、政策法務推進室）

３　監査の着眼点（評価項目）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

４　監査の実施内容

実施期日　令和８年９月２８日

実施範囲　令和７年度及び令和８年４月１日から令和８年７月３１日までに執行した事務

（ただし、令和７年度は、補助金及び交付金に関する事務に限る。）

実施項目　事務の執行

５　監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点においては、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められる。

６　是正又は改善が必要であると認める事項

なし